

85世帯「継続入居可」

兵庫県借り上げ住宅判定結果

兵庫県は22日、阪神・淡路大震災の被災者にURから借り上げ復興住宅として提供し2016年中に20年の期限を迎える15団地について継続入居の可否に判断する判定結果を発表しました。

期限を迎える141世帯のうち、継続入居を希望した87世帯について判定し、そのうち85世帯を「継続入居可」とし、2世帯を「不

可」としました。「入居可」としたうち50世帯はすでに発表している基準に該当し、35世帯は今回の判定で可となりました。一方、県が提案した条件を満たさない75歳未満の世帯は入っていません。

県は、▽85歳以上（実際にはおおむね80歳以上）▽要介護3以上▽重度障害者―がい世帯の継続入居を認

める基準を発表。それ以外でも第三者機関の判定委員会で、住み替えが困難と判定した世帯の継続入居を認める

弁護士・医師が相談会 兵庫 復興住宅入居者の支援

兵庫県は、復興住宅入居者の支援

阪神・淡路大震災の被災者が入居する借り上げ復興住宅から転居を迫られている問題で、借上復興住宅弁護士・医師が相談会

年齢の見守り訪問や相談、ゴミの不法投棄監視など地域にとって不可欠な存在の70代の男性（単身世帯）。日常生活は自立できているが、住み替えた場合、病状が悪化するおそれがあり、かかりつけ医や市の福祉部局と相談し、継続入居可と判定した例を紹介しています。

判定で弾力的に「継続入居可」とした例として、心身の状態は問題ないが、団地内の高

居者を中心にした法律相談会と健康相談会を来年1月中旬から開くことを発表しました。

兵庫県は、継続入居の要件を85歳以上の高齢者や重度障害者、要介護3以上の人がいる世帯としています。そ

れ以外に80歳以上、要介護1など判定委員会が特別の事情があるとした場合は入居を認めるとしています。

かかりつけ医の意見書が煩雑であることや、判定の申し込み手続き

居者を中心にした法律相談会と健康相談会を来年1月中旬から開くことを発表しました。

兵庫県は、継続入居の要件を85歳以上の高齢者や重度障害者、要介護3以上の人がいる世帯としています。そ



など費用の負担が重いことを指摘し、医師の協力も得て相談会を開き、入居者を支援したいと述べました。

武村義人県保険医療協会副理事長は、介護保険制度の認定が一定しないことや認知症の判定が困難なことを指摘。高齢者の転居による負担の実態を紹介し、入居者が住み続けられるよう求めました。東郷泰三兵庫民医連事務局長は、相談会を通じて、入居者の実態と転居にたいする不安を明らかにしたいと述べました。

相談会は、会場が決まったところから発表する予定です。

相談会について説明する（左から）武村、吉田、東郷の各氏。16日、兵庫県庁